

平15福情答申第2号
平成15年9月17日

福岡市長
山崎 広太郎 様
(都市整備局香椎振興整備事務所計画課)

福岡市情報公開審査会
会長 吉野 正
(総務企画局総務部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する異議申立てについて (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第2項の規定に基づき、平成14年10月4日付け香振第655号により諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

記

「香椎駅周辺地区まちづくり基本計画報告書 平成6年3月 福岡市」「香椎駅周辺地区土地区画整理事業調査B報告書 平成7年度」「香椎駅周辺地区まちづくり基本計画 平成7年3月 福岡市」「香椎駅周辺地区土地区画整理事業調査報告書 平成8年度」上記の起案文書のカガミのみ」の非公開決定処分に対する異議申立て

1 審査会の結論

「香椎駅周辺地区まちづくり基本計画報告書 平成6年3月 福岡市」「香椎駅周辺地区土地区画整理事業調査B報告書 平成7年度」「香椎駅周辺地区まちづくり基本計画 平成7年3月 福岡市」「香椎駅周辺地区土地区画整理事業調査報告書 平成8年度」上記の起案文書のカガミのみ（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が保有していないことを理由として非公開とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、平成14年8月14日付けで実施機関が異議申立人に対して行った本件対象文書に係る非公開決定処分取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての経過

ア 平成14年8月5日、異議申立人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。

イ 平成14年8月14日、実施機関は、本件対象文書については、保存期間が5年であって、既に保存期間が満了し、廃棄がなされているため、実施機関が保有していないことを理由として、条例第11条第2項の規定により非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

ウ 平成14年9月4日、異議申立人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

3 異議申立人及び実施機関の主張の要旨

(1) 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書、平成15年1月20日付け反論意見書及び同年5月15日の当審査会における口頭意見陳述において、次のように主張している。

ア 香椎駅周辺土地区画整理事業は現在継続中であり、公文書を廃棄すること自体、違法不当である。時間の経過とともに、市の内規で市の担当者が勝手に公文書を廃棄処分できるなら、市にとって都合がいい文書だけが保存され、都合が悪い文書は廃棄されてしまう。

イ 異議申立人は、平成10年1月に基本計画書A・B・Cの情報公開を求めたが、

担当部署からは公開されなかった。再度、公開を求めて不服申立てをしたところ、情報公開審査会の審議を経て、大部分が黒塗りにされたものの、同年12月によりやく公開された。この事実は、福岡市が住民に知らせない体質であることを自ら暴露したものである。今回、これらの文書の起案文書のカガミを請求しているのは、この計画を推進した者の氏名が判明すると考えたためである。

ウ 土地区画整理事業のように重要な事業に関する文書を、文書保存期間の経過で廃棄したことは許されない行為であり、今回の公文書は事業の事実完結まで保存しておくべきである。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、平成14年12月2日付け弁明意見書及び平成15年6月12日の当審査会における口頭意見陳述において、次のように主張している。

ア 本件対象文書について

① 「香椎駅周辺地区まちづくり基本計画報告書 平成6年3月 福岡市」、「香椎駅周辺地区土地区画整理事業調査B報告書 平成7年度」、「香椎駅周辺地区まちづくり基本計画 平成7年3月 福岡市」及び「香椎駅周辺地区土地区画整理事業調査報告書 平成8年度」（以下「本件報告書等」という。）は、土地区画整理事業を実施するに当たって必要な調査、基本構想及び基本計画（案）の策定等を行い、その結果が「報告書」という印刷物の形で作成されたものである。

② 本件報告書等は、福岡市が第三者に委託して作成したものであるが、原則として、委託契約を行うに当たっては、福岡市財務会計オンラインシステムにより作成した「支出負担行為伺書」に、設計書・仕様書・図面等の委託業務の概要を説明する書類を添付して起案を行う。「支出負担行為伺書」には、起案年月日、決裁年月日、契約件名、予算区分、支出予算費目、契約担当課、契約区分、契約の適要及び決裁印が記載されている。

③ したがって、本件報告書等の委託契約を行う際に作成した「支出負担行為伺書」が、異議申立人のいう「起案文書のカガミ」に該当する。

イ 本件対象文書を非公開とした理由について

① 公文書は、福岡市文書規程（平成14年福岡市達甲第16号による改正前の福岡市文書規程。以下「規程」という。）第55条に基づき、当該文書の完結年度の翌年度の4月1日から起算して、文書分類表に定められた保存期間により、保存管理される。保存期間を経過した公文書は、主管課において廃棄の可否を検討・決定し、廃棄又は保存期間の延長の処理を行う。

② 本件対象文書の保存期間は5年であり、「香椎駅周辺地区まちづくり基本計画 報告書 平成6年3月 福岡市」の起案文書については平成10年度末、「香椎駅周辺地区まちづくり基本計画 平成7年3月 福岡市」の起案文書については平成11年度末、「香椎駅周辺地区土地区画整理事業調査B報告書 平成7年度」の起案文書については平成12年度末、「香椎駅周辺地区土地区画整理事業調査報告書 平成8年度」の起案文書については平成13年度末をもって保存期間が満了し、既に廃棄している。

③ したがって、本件対象文書は不存在であるため、本件決定を行ったものである。

ウ 本件対象文書を廃棄したことの妥当性について

① 公文書の廃棄は、規程第63条に基づき、主管課長が決定するものであり、本件対象文書については、都市整備局香椎振興整備事務所計画課長が廃棄決定し、廃棄を行ったものである。

② 本件対象文書は、文書分類表では、「R都市開発－2土地区画整理－1公共団体等－2調査」の中の「基礎的調査関係書類」に該当し、保存期間は5年と定められている。したがって、本件対象文書は、平成13年度末をもって全ての保存期間が満了しており、廃棄の決定がなされたものである。

③ 異議申立人は、事業が現在継続中であるため、公文書を廃棄すること自体が違法不当であると主張している。しかしながら、福岡市が保有する公文書については、その内容、必要性、重要性等に応じて、それぞれに保存期間が定められており、保存期間を経過した公文書については、廃棄を決定した後、速やかに廃棄を行うこととされている。

④ したがって、本件対象文書を廃棄したことは妥当である。

⑤ なお、本件報告書等についても、イの「基礎的調査関係書類」に該当し、保存期間は5年であったが、本件報告書等は、平成9年度に公文書の非公開決定に係る異議申立ての対象文書となったことから、文書分類表において、10年という保存期間が定められている「不服申立関係書類」に該当することとなり、5年の保存期間が経過した現在でも保存しているものである。

4 審査会の判断

上記のような異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

(1) 本件対象文書について

本件において、異議申立人が公開を請求した公文書は、実施機関が本件報告書等を第三者に委託して作成するに当たり、その委託の決定を行った起案文書のうち、決裁を行った者の押印がなされた決裁欄を含む部分であり、実施機関が3(2)アにおいて主張する支出負担行為伺書がこれに該当するものと認められる。

(2) 本件対象文書を非公開とした理由について

ア 実施機関は、本件対象文書は、文書分類表において保存期間が5年と定められており、その全てが保存期間を満了し、既に廃棄処分を行っているため、実施機関において保有していないことを理由として、本件決定を行った旨を主張している。

イ 実施機関においては、公文書の適正な管理を図るため、文書の整理及び保存、廃棄その他の文書の取扱いについては、規程の定めるところにより行われている。

ウ 文書の保存の種別及び保存期間は、第1種(永年)、第2種(10年)、第3種(5年)、第4種(3年)及び第5種(1年)に区分されており(規程第53条第1項)、文書の分類及び保存の種別については、文書分類表に定めるところによるものとされている(規程第54条)。

エ 文書分類表は、文書を適正に保存、管理する手段として、規程に基づき、全庁の文書を系統的に分類するとともに、保存期間を定め、それらを一表にまとめたものである。文書分類表の構成は、事務事業を機能別、目的別又は対象別に分類した「類」、「綱」及び「目」並びに目を細分化し、原則として事務単位に分類した「節」の4段階に分類され、さらに、文書の保存期間は、ウの第1種(永年)から第5種(1年)までに区分するほか、「常用」の取扱いによるものが設けられている。

オ そこで、本件対象文書が文書分類表においてどの種別に該当するかをしてみると、実施機関は、本件報告書等が「(類)R都市開発－(綱)2土地区画整理事業－(目)1公共団体等－(節)2調査」中の第3種(5年)の「基礎的調査関係書類」に該当することから、その作成の委託の決定を行った起案文書のカガミである本件対象文書についても、同じ種別に該当すると主張している。

カ しかしながら、文書分類表に定める「基礎的調査関係書類」との種別については、その概念が曖昧であるため、土地区画整理事業に関する文書の区分の中でも、本件報告書等及び本件対象文書の分類については、他の種別に該当する可能性を含めて、疑義がないわけではない。

キ もっとも、本件報告書等は、土地区画整理事業を実施するに当たって必要な調査、基本構想及び基本計画案の策定等を行った結果であって、本件対象文書が、

本件報告書等を作成するに当たっての意思決定に関する文書であることを考慮すれば、実施機関が主張するように、文書の分類上は、一応は「基礎的調査関係書類」に該当すると言えないことはない。

ク そうすると、本件対象文書は、文書分類表において保存期間が5年と定められており、本件報告書等のうち最後に作成された「香椎駅周辺地区土地区画整理事業調査報告書 平成8年度」の起案文書に係るものであっても、その保存期間は平成14年3月31日をもって満了していることとなる。

ケ なお、本件報告書等は、平成9年度に公文書の非公開決定に係る異議申立ての対象文書となり、文書分類表において、10年という保存期間が定められている「不服申立関係書類」に該当することとなったことから、本件対象文書とは別に、現在でも保存されていることが認められる。

コ 当審査会としては、文書の保存期間が経過した後、本件対象文書を既に廃棄しているという実施機関の主張に特段不合理な点を認めることはできず、これを覆すに足る確証を得ることもできなかった。

サ したがって、実施機関が本件対象文書を既に廃棄しており、これを保有していないとする主張には、理由があると認められる。

(3) 本件対象文書を廃棄したことの妥当性について

ア 異議申立人は、土地区画整理事業のように重要な事業に関する文書を、文書保存期間の経過で廃棄したことは許されない行為であり、今回の公文書は事業の事実完結まで保存しておくべきであると主張する。

イ 本件対象文書の保存期間は、前述のように5年であると認められるが、規程第64条第1項において、主管課長は、保存期間を経過した文書で、更に保存年限を定めて保存の必要があるものについては、保存期間の延長をすることができる旨が定められている。

ウ しかしながら、個別の文書に関して保存期間の延長をするかどうかについては、文書を保管する主管課長の裁量に委ねられており、主管課長は、保存期間が経過した時点で、事務事業の状況や文書の内容等を勘案し、事務の遂行上必要があると認めた場合に保存期間の延長をするものである。

エ 本件については、実施機関は、本件対象文書が委託契約に係る意思決定に関する文書であることを勘案して、本件対象文書を含む起案文書を保存していなくとも、その後の事務事業の遂行上特に支障はないものとして、保存期間を延長する必要はないと判断したものであり、当該実施機関の判断が、ウで述べた主管課長

の裁量の範囲を逸脱していたとまで言うことはできない。

オ したがって、本件対象文書を廃棄した実施機関の判断は、規程の定めに従ったものであり、不当なものであるということとはできない。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、本件対象文書の保存及び廃棄に関するもののほか、情報公開に関する実施機関の対応や、土地区画整理事業を実施するに当たっての地元住民に対する福岡市の対応等について、種々の主張をしているが、これらの主張は、本件決定の妥当性に関するものではなく、当審査会の上記判断を左右するものではない。

以上により、本件決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 公文書の適正管理について

本件異議申立てに対する当審査会の判断においては、以上のとおりの結論を相当とするが、実施機関における公文書の取扱いに関しては、次のような点について、少なからず改善の余地があるものと思われる。

(1) 文書を長期間保存するための措置について

土地区画整理事業のように長期にわたり継続する事務事業に関する文書については、行政事務の効率的な執行という面に配慮しながらも、可能な限り長期間保存しておく必要が高いものと認められる。

したがって、これらの文書については、現行の福岡市公文書の管理に関する規則及び福岡市公文書規程（以下「規則等」という。）による保存期間の延長処理とは別に、その完結日若しくは保存期間の起算日を別に定めること、又は文書分類表において、全般的に、より長く保存するような措置をとることが適当である。

(2) 文書分類表の明確化について

文書分類表は、事務事業の一般的な内容から文書を分類しており、そこに記載された種別についても、その概念が曖昧なものが多いため、文書分類表のそれぞれの種別について細分化し、又はより具体的に記載することによって、文書分類表の各区分を明確化し、文書が具体的にどの種別に該当するのかを明白にすることが適当である。

今後、実施機関においては、他都市の事例等も参考にしながら、規則等及び文書分類表の見直しを含めて、より一層の公文書の適正管理に努めることが望まれる。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成14年10月 4 日	実施機関からの諮問
平成14年12月 2 日	実施機関が弁明意見書を提出
平成15年 1 月20日	異議申立人が反論意見書を提出
平成15年 5 月15日(第116回審査会)	異議申立人からの口頭意見聴取及び審議
平成15年 6 月12日(第117回審査会)	実施機関からの口頭意見聴取及び審議
平成15年 7 月10日(第118回審査会)	審議
平成15年 8 月 7 日(第119回審査会)	審議
平成15年 9 月11日(第120回審査会)	審議